

告 示

埼玉県告示第三百三十一号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任について）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一第七項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 出納員の所属する課等に係る公共料金について私人に支出の事務を委託した場合において、規則第六十三条の三第二項の規定による精算調書等の提出を受けること。

別表第一第八項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 警察本部の課等に係る公共料金について私人に支出の事務を委託した場合において、規則第六十三条の三第二項の規定による精算調書等の提出を受けること。

別表第一第十三項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 出納員の所属する所轄所に係る公共料金について私人に支出の事務を委託した場合において、規則第六十三条の三第二項の規定による精算調書等の提出を受けること。